

# 宮城県立視覚支援学校卒業後の進路（就労編）

本校は、視覚に障害のある方を対象とした県内唯一の学校で、小学部、中学部、高等部（普通科・保健理療科）、専攻科（保健理療科・理療科）が設置されています。



## 1 普通科生徒の就労について

普通科を卒業後の進路は、大学等への進学、本校専攻科への進学、就労とさまざまです。

就労を希望する生徒の場合は、企業様に**職場実習**をお願いし、生徒の見え方や特性、取り組みの様子、職場とのマッチングを見ていただきます。その上で**職場環境面での調整や本人に必要な配慮等**を御相談させていただき、障害者求人での雇用を検討していただいております。

業務の例…事務系業務（電話対応や可能なパソコン業務）小売店での品出し等、介護施設での補助業務。

### 生徒の見え方とは…

視覚障害は、大きく分けて「盲」と「弱視」に分かれます。

**「盲」** 主に触覚や聴覚などの視覚以外の感覚を活用し、点字や音声機器等を使って学習・生活します。

**「弱視」** 視覚による学習や生活に困難があるものの、視覚補助具を活用して文字を拡大したり反転したりして学習・生活します。視力だけでなく、視野等の障害を併せ持つ人も多いです。

### 職場環境での調整や配慮の例

(弱) まぶしさへの配慮→座席の位置を廊下側にしたり、カーテン、ブラインド、暗幕等を利用したりすることで明るさの調整を行います。

(弱) 見やすさへの配慮→見やすい文字の大きさに拡大したプリントを用意します。

(弱) 書きやすさへの配慮→業務日誌等を、記入のしやすい幅に広げて作成します。

(盲・弱) パソコンへ使用時の配慮→白黒反転、画面拡大ソフト、画面音声読み上げソフトを使用し、見やすい環境を整えます。

→高齢・障害・求職者雇支援機構でも「就労支援機器の貸し出し」の利用をすることがあります。

(盲・弱) 通勤環境への配慮→通勤ルートや時間帯がラッシュと重ならないようにします。必要に応じて通勤練習を行います。

(盲・弱) 職場のレイアウトや物の配置の配慮→職場のレイアウトを一緒に歩いて確認します。物の置き場所は可能な限り変更せず、変更の場合にはその情報を伝えます。

視覚障害者の見え方はそれぞれです。しかし、見え方への御配慮と正しい情報の提供をしていただければ、**企業様の一員として活躍できる人材であることは間違いありません！**

## 2 専攻科生徒の就労について

本校には、保健理療科（あん摩マッサージ師を養成するための学科）、理療科（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成するための学科）があります。どちらの科も3年間の学習の後、例年2月に実施される国家試験を受験し、合格すれば国家資格取得となります。

国家資格取得後、これまではおもに治療院や訪問マッサージ、介護事業所等へ就労する生徒がほとんどでした。

しかし、現在、これらの国家資格を持つ者が企業等に雇用され、その従業員を対象にして施術等を行う、**企業内理療師＝ヘルスキーパー**として活躍する働き方が注目されております。

### 企業内理療師＝ヘルスキーパーとは

従業員の方の施術やセルフケア指導、健康への助言を通じて業務中に生じた疲労やその他の症状を取り除き、仕事の能率向上と健康増進に役立てることを目的としています。また施術によるリラクセス効果も得られ、会社の福利厚生の実現に役立つこともできます。

### ヘルスキーパー雇用までの流れ

企業様の方針にそってヘルスキーパー運用までを御提案させていただきます。施術の効果について試していただいたり、職場実習をさせていただいたりして本人の取組の様子を見ていただく機会を作ることも可能です。

必要な関係機関との連携を築くお手伝いもさせていただきます。

## 3 本校生徒を雇用した場合の特長

- 卒業後も関係機関と連携したサポート体制を継続します。
- 卒業後の支援（アフターケア）を実施します。本校教員と関係機関が連携して企業様を訪問させていただきます。期間についてはおよそ2年程度で、必要に応じて継続いたします。
- 歩行訓練士（本校職員）による通勤練習を行います。

障害者雇用をお考えの企業様からの御質問・御相談は

宮城県立視覚支援学校 進路担当

TEL 022-234-6333

Mail myg-shikaku@od.myswan.ed.jp

